

早稲田商学第 379 号
1998 年 12 月

書 評

レジスレイターとステイツマンの間*

—— 経済学史から見た田中正司著

『アダム・スミスの倫理学』下巻(1997年) ——

大 森 郁 夫

I

田中正司氏の『アダム・スミスの倫理学—「道徳感情論」と『国富論』—』上・下巻(御茶の水書房, 1997年)は、著者自ら説明しているように [iv],⁽¹⁾ スミスの道徳哲学講義を構成したといわれている四つの部門 [(1) natural theology, (2) ethics strictly so called, (3) jurisprudence, (4) expediency の原理にもとづく political economy] のうち最初の三つの部門を自然法学→自然神学→倫理学の順に精査した三番目の成果であると同時に⁽²⁾, ロック研究以来、市民社会をめぐって17・18世紀イギリス社会経済思想に深く沈潜しつつ、つねに新しい領域を開拓してきた「田中思想史学」の一つの到達点を示す作品である。序章やそれ以後の本文と注に明確に見てとれるように、著者は欧米の思想史を中心とするスミス研究を幅広く渉猟し、そのなかから研究史への批判と新たな問題の所在とを見いだして、世界的水準でのスミス研究の前進に裨益することを目指しており、このことは特筆に値する。

経済学史とくに理論史の一研究者にとって、本書全体にわたるコメントは任を超える仕事なので、ここでは、『道徳感情論』(*The Theory of Moral Sentiments*, 1st ed., 1759. 以下, TMS と略記)の内在的な解釈にかかわる問題よりも、本書の下巻を中心にして『国富論』(*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1st ed., 1776. 以下, WN と略記)に結実をみたスミスの経済思想の特質をめぐる著者の諸見解の検討に紙幅が費やされることになるであろう。さらに具体的には、スミスの経済的自由主義の性格づけにかんする著者の斬新な主張を、「経済学の成立」との関連において検討す

ることが中心になる。この観点から、その内容を一言でいい表すならば、本書の中心的テーマは「自然的自由の体系」にかんするスミスの思考過程への内在をつうじて、その現代的意義を明らかにすることにあるといえるかもしれない。「自然的自由の体系」をめぐる著者の説明には、今後のスミス研究の方向を定める指針や、経済学史家が避けては通れないアキュートな問題提起が数多く含まれている。

II

まず本書全体の章別構成を明らかにしておく。

はしがき

序 章 アダム・スミス復興の背景と動向

第 1 部 倫理と法の原理の確立—【道德感情論】初版の主題と構造—

第 1 章 アダム・スミス問題再訪

第 2 章 スミス倫理学の主題と批判対象

第 3 章 交換的正義の倫理学の展開

第 4 章 自然の原理の衡平性論証

第 5 章 デザイン論と制度論

補 論 【道德感情論】第 2 版改訂の主題

付 録 スミス正義論再訪

—以上、上巻—

第 2 部 市場社会の道德性論証—【国富論】の倫理観—

第 1 章 自然的自由の体系の根本原理

第 2 章 【国富論】の倫理学

第 3 章 【国富論】の国家論

第 4 章 【国富論】第 3 版改訂の主題

第 3 部 商業社会の道德的再建論の展開

—【道德感情論】第 6 版改訂の意図と問題点—

第 1 章 【道德感情論】第 6 版改訂と商業社会観の変容

第 2 章 良心概念の転換

第3章 実践道徳論の展開

第4章 ストア哲学とカルヴァン神学

終章 後世への遺言状

—以上, 下巻—

本書下巻で著者が明らかにした多くの論点のなかでも、上述の関心に即して注目される内容を要約的に整理してみる。

〈論点1.1〉TMSの中心的主題を観察者の同感原理にもとづく交換的正義の基礎づけに求めたスミスは、『法学講義』(Lectures on Jurisprudence: Report of 1762-63, Report dated 1766.)の正義論では交換的正義の法の遵守が「それなりの」配分的正義を導くことを具体的・特定の論証し、さらにWNでは「自然的自由の体系」のもとで交換的正義の貫徹によるエクイティの事実上の達成(→政治批判)の論理を明らかにするという形で同一の主題を引き継いだ。それゆえ、WNは法学からの経済学の分離・独立というよりも、法によるエクイティの実現を論証するために正義論の一部門として展開されたものである [5-6/227]。

〈論点1.2〉WN以降、法学の著作が書かれなかった四つの理由の一つとして、すでに著者の前著『アダム・スミスの自然法学』(1988年)で明らかにされた「同感法学の破綻」に直面したスミスは、同感原理だけでは基礎づけることのできない所有権法の絶対性を正当化するロジックを、交換的正義のエクイティ性の「経済学的論証」[228]に求めた。

〈論点2〉こうした解釈の背景には、従来の通説的スミス像にたいする批判が込められている

- ① 同感原理にもとづく正義の原理に依拠する法的世界と、便宜ないし効用原理に立脚した経済的世界というように二つの世界を別の原理で説明する「通俗的スミス解釈」とは異なり、経済的世界は自己改善願望という人間の自然の感情原理にもとづいている [7-8/84-5]。
- ② WN段階では正義論の占める比重が相対的に低下したという解釈は、正義論(狭義の法学)と経済学を二分法的に分離する考え方から導きだされるかぎり、適切で

はない [226-7]。スミスの道德哲学体系は一貫して正義論をテーマにしている。

〈論点3〉 *WN*における「自然的自由の体系」は、神の設計した自然の必然法則を認知できないゆえのそこからの逸脱→自然（人間には偶然・自由の余地があると考えられる／必然法則から離脱する作用因の自由）→必然（作用→目的の自然のシステムの支配による富と徳の実現）論を、*TMS*初版以来の前提にしているので [158/193]、スミスの自由主義の本質もこの文脈で考える必要がある。

〈論点4.1〉 重商主義的制度批判としての商人批判を展開した *WN* 初版の刊行以後、商人や製造業者の利己的横暴を眼前にして、「自然的自由の体系」の貫徹への信頼を後退させ商人の人格批判にまで及んだスミスは [68/71/108]、第3版（1784年）において、その「欠陥矯正者の機能」を観察者としての立法者に求め [233]、「超人的な力能と徳性を身につけた」彼に公益と世論の調整者の役割を期待するようになる [178]。

〈論点4.2〉 この観察者としてのワイズ・レジスレイターは、コマンダーやプロジェクトとして経済過程（＝自然的自由の世界）をたいする「指揮・監督・計画機能」を付与されたジェイムズ・ステュアートのステイツマンとは異なり、「企画者の機能」を持たない自然的自由の欠陥の矯正者にすぎない [95/177-8/233-4]。

〈論点5.1〉 上述のような事態が「自然的自由の体系」の根幹にかかわるのは、自然の原理にもとづいた商業の発展自体が新たな腐敗を生みだして、自然の体系の作用因としての「人間の自然」（human nature）＝人間本性を腐敗させるからである。ただし、人間の傲慢化によって自然のシステムの妥当性そのものが否定されるわけではなく、ただ正常に機能しなくなるのである [239/243]。こうした現実に直面したスミスは、自然と理性のテンションに晒されながらも、その「揚棄の原理」をストアの理性的自然概念（自己規制論170、「賢明有徳者」189）に求めた。

〈論点5.2〉 *TMS* 第6版（1790年）は、スミスの以上のような問題意識にもとづいて *WN* 第3版で具体的に説明された問題への解答を与えるために改訂され、道德感情の腐敗という現実をたいして、人間の交通倫理の確立をつうじての観察者の同感による交換的正義の基礎づけから、感情抑制のための自己規制論を展開して、商業社会の道德的再建を目指した [6/150/239]。良心論の内容変更（初版：徳の社会化論→第6版：道德的自律論）にも、それは現れている [154]。

〈論点5.3〉 TMS 初版や WN では、道徳感情化や交換性向化による虚栄心の自制や誘導を考えていたスミスも、TMS 第6版になると虚栄心が生み出す腐敗の危険性を強調するようになる。こうした変更の原因は、称賛に値することへの愛よりも賞賛愛そのものや、その獲得手段である富に感嘆する自然の性向から生じる商人などの利己的行動の横暴さにたいする彼の事態認識にある [128-9]。それゆえ、第6版では praise-worthy を希求する存在としての「想定された公平な観察者」論が展開され、初版の良心論の非現実性の克服が試みられるが [129/152]、それも第三者の賞賛を基準とする観察者視点であるため、道徳感情の腐敗を防ぐことは困難であり（＝公平な観察者論の限界）、限界の克服はストア倫理観に求められることになる [208]。

III

『アダム・スミスの倫理学』から学ぶことは実に多く、とくに思想史領域における著者の誠実で説得力のある力説に心を動かされない者はないと思われる。それを前提に、ここではそうした思想史上の成果の延長線上に展開された『国富論』をめぐるに見解に焦点を当てたいと思う。

- (A) スミスにとって「経済学の成立」は主要な関心でなかったというのが著者の年来の主張であって、〈論点1.1〉や〈論点2〉で示されたような立場を強調するかぎり、たしかに「経済学の成立」問題はスミスにとって（したがって、おそらく著者にとっても）主体的な関心事とはなりえない。しかし、そうしたスミスの意向とは別に、『国富論』において一つの経済学が成立したことは事実であり、その事実について、「後世への遺言状」という終章を書いた現代を代表する学史家・思想史家である田中氏がいかなるアプローチと評価を持っているかは興味のあるところである。
- (B) この点にこだわるのは、「経済学の成立」への関心を前面に出さない立場からの「経済学的論証」〈論点1.2〉が理論的分析への関心を欠くものとならざるをえないように、本書の「論証」が具体的かつ文献実証的に行なわれているとは思えないからである。⁽³⁾

例えば、①交換上の正義である等価交換法則を実現させる労働価値論の役割、お

よび私有財産制のもとで交換的正義を実現することによって、分業とともに実質的にエクイティをもたらす手段としての自然価格論の意義が理論的に十分明らかにされていない。⁽⁴⁾ ②〈論点3〉の「自然的自由の体系」の問題でもあるが、WNの完全競争論にかんする解釈について、重農主義的リゴリズムと比較して否定される完全自由論と完全競争論とは同一水準の議論ではないので、前者の否定がそのまま後者の否定を意味することにはならないと思われる。

さらに、生産諸要素の可動性として表現される完全競争の前提にある完全自由について、スミスは『国富論』第1編第10章の冒頭のパラグラフで次のように述べている。「労働と資財のさまざまな用途の持つ利益・不利益の全体は、近接する同じ地方では、完全に等しいかあるいはたえず等しくなる傾向があるにちがいない。もし近隣する同じ地方で他のものよりも明らかに利益が大きいか、あるいは少ないならんかの仕事があったとするならば、前者の場合には多数の人々がその仕事に群がるであろうし、後者の場合にはそれを見捨ててしまうであろうから、その仕事の利益はすぐに他の仕事の水準に戻ってしまうであろう。事物がその自然の成り行きに従うように放任され、完全な自由 perfect liberty があり、すべての人が自ら適当と考える職業を選択することも、また適当と考えるたびごとに職業を代えることも完全に自由に行なえる社会では、少なくともこのことが妥当するであろう。」⁽⁵⁾このパラグラフ全体が推量の助動詞で語られているように、完全競争論と完全自由論とを簡単に結びつけるわけにはいかないものの、著者の理解以上に、スミスは両者の関係を理論的に把握していたといえるであろう。

いずれにせよ、「自然的自由の体系」が「新古典派的〈均衡市場メカニズム〉モデルを超える形而上学的有機性を含有する」[36] という意味での著者の新古典派批判はたしかに思想史レベルでは有効だが、それにやや急なあまり、自然価格論の理論的な性格づけにかんする理解と批判については不十分の感を拭えない。

- (C)〈論点4.1〉の説明は新鮮で、今後のスミス研究の一つの方向を示唆するという意味でもきわめて重要であるが、そこで示されているWNとTMSの後続版改訂の動機となった商人や製造業者の横暴の実態が、例証の豊富さにもかかわらず、初版以上の深刻さをともなうなかなか理解しにくい。下巻第4章はおもにこの点を扱ったものだが、「シェルバンの改革」の失敗等の豊富な事例を挙げての説明にも、

初版とのトーンの本質的な差異を読みとることは難しいと思われる。それには次のような理由が考えられる。

- ① 商人・製造業者批判は『国富論』初版第4編以来の不変のテーマでもある重商主義批判として論じられており、その場合の彼らは特権的な商人であり大製造業者であって、元々同感機能が働きにくい存在であった。ところが、著者によると、第3版以降の商人・製造業者批判の場合でも重商主義の勝利者自身の腐敗が言及されているように、重商主義批判の論理が保持される一方で、批判対象となる商人や製造業者は中下層に属するいわば生産者大衆に変わっているようにも見える場合や [138/182]、重商主義の大商人とともに商業社会における中下層の人々 (WN 第1編第4章では彼らも「商人」) の腐敗がやり玉にあげられている場合があつて [57/58]、テキストに即してその実態が特定されているとはいえないように思える。
- ② 後者の場合に著者が説明する論理は、商人・製造業者の致富欲に起因して富者が賞賛の対象になると、中下層の人々の賞賛願望が富そのものに向けられることによって中下層の人々の道徳的腐敗が起こる、というものである。しかしながら、大衆の道徳的腐敗は商人・製造業者の利己的横暴だけが原因ではありえず、より本質的には重商主義的商人階級とは別の大衆内部の道徳感情の問題でもあつて、虚栄心の逆転を論じた説明 [128-9] をもってしてもなお不明な点が多い。この主体の連関が明確にならないと、商人にたいする制度批判から人格批判への移行も、その意味を体系のなかで確定することが難しくなる。
- ③ 商人以上に把握が困難なのは製造業者である。初版の重商主義批判における彼らは主要には特権的商人と利害を共有する生産者であるため、重商主義批判は封建遺制批判にもなるのであるが、WN 第3版における製造業者は、本書によると、商人と結託して「生産資本の独占を図った産業資本」ということである [104]。スミスの段階で産業資本の独占が問題になるとは容易に思えないが、いずれにせよ圧力団体を組織して立法に干渉できる独占資本家を中下層の生産者とするには無理があり、製造業者の実態も依然として明確に捉えられないままである。
- ④ スミスは WN 第3版での批判の照準を重商主義の「勝利者」 [54] だけでなく現実の政治的権力を掌握している地主の奢侈にも当てているが [132]、最終的にはなぜ前者だけになるのか？ 議会的重商主義政策は地主によつても支えられていた。

- ⑤ 出身階層の如何にかかわらず、商人・製造業者にたいする批判が第3版以降における生産的労働論の内容改訂へと結びつかないのはなぜか？ 生産的労働 (productive labour) の定義にもよるが、これは、『国富論』の理論的理解にとって根本的な疑問となる可能性がある。
- (D) 「賢明な立法者の英知＝政治家の指導」ともいい換えられる観察者としての立法者の欠陥矯正機能は、自然の体系の作用因である人間の自立を阻み、逆に腐敗・墮落・従属を助長するステュアートのステイツマンによる指導・介入主義とは似て非なるものであることが強調されている [245]。「上級の慎慮」を期待される観察者としての立法者の登場にかんする本書の説明は、思想史的には説得力をもつが、〈レジスレーター＝公益と世論の調整者〉という位置づけだけでは WN レヴェルでの理論的内容 (経済過程のどの局面に、どのようにして、どんな調整をするのか?) が曖昧なままにとどまりつづけ、調整を必然とするスミスの経済学上の認識の変化へと至りえないのではないだろうか。

そうした立法者の登場は、ステュアートの「巧妙な手」—その性格論議は別にして—と比べても、経済理論的には大きな意味を見いだせないように思える。それどころか、〈論点4.1〉でいう公益と世論の政治的な調整作業は [178]、一つ間違えるとハードな介入主義に陥る危険性をつねに孕んでいると思えるので、立法者の有徳性以外に、そうならないための現実的・制度的保証をスミスはどこに求めるのだろうか？

また、ステュアートの経済学を介入主義と見なす解釈は、彼をあまりにもカリカチュア化した理解であって、現在のステュアート研究の水準よりも後退している。ステイツマンの「巧妙な手」 *skillful or artful hand* の経済的機能は、経済的自由にもとづく市場メカニズムを前提にし、それにもかかわらず、そこで生じる市場の失敗にたいし最小限の調整による市場のワーカビリティの保持を目指したものであって、ステュアートが「有能な政府」による「うまく調整された経済」と表現したものである。⁽⁶⁾

したがって、「スミスは、政治権力の経済過程への介入を機械的に排除していたのではなく、作用因の論理に立脚する自然の体系の実現に必要な障壁の排除を国家の課題としていただけでなく、そのための立法者の慎重な配慮の要をも認めていた

のである」[81] という著者の文章は、主語のスミス ステュアートに置き換えても基本的に当てはまるものである。「巧妙な手」を介入主義と見なす場合の基礎となる「効用主義に立脚した国家理性の発現」という考え方にたいしては、ステュアートは思想史的にはたとえそこから出発したとしても、市場認識を深めるにつれて、出発点を越えた地点に彼の経済学を構想し、結実させたというべきであろう。ステュアートをスミスと同列に置く必要はないが、「巧妙な手」の調整機能と立法者の「欠陥矯正者機能」は、本書のように対極に置かれるべきものではなく、したがって、レジスライターとステイツマンの間の距離は従来考えられているよりもずっと近いのではないかと思われる。本書にたいする評者のもっとも大きな疑問は、ここにある。

全体に、本書の主張が TMS 第 6 版から WN 第 3 版を見た結果であるという印象を、読者は否定しがたいであろう。さらに、上述の諸論点をめぐる著者と評者の見方の相異は、最終的には重商主義そのものの評価ないしはスミスの重商主義批判の評価にかかわっており、そこでの著者の見解は、『経済学の生誕』（1953年）における内田義彦氏の重商主義理解を基本的に引き継いで、自らをスミスの立場に置き、重商主義 vs. 自由主義ないしは自然主義という明確な二分法を設定して、前者を一面的・イデオロギー的に裁断するシェーマを描いているように思えてならないのである。

IV

上記のような疑問点を挙げたにもかかわらず、本書が明らかにした「自然的自由の体系」の思想史的な意味づけの重要性はいささかも損なわれることはない。とくに、『国富論』刊行後のスミスの思考過程のフォロワーから導きだされた経済過程にたいする立法者の一定の役割の容認は、欠陥をともなった「自然的自由の体系」の重層的な意味と奥行の深い構造を読者に伝え、そこからさらに一般化されて、いわゆる経済的自由主義にいつその現実味を与えることになる。

「自然的自由の体系」の一側面をスローガンの的に表すにすぎない経済的自由主義は、現代のリバタリアニズム (libertarianism) に繋がる無制約的な自由を意味する自由放任とは異なり、つねに現実を重視し市場を機能させるための政策的配慮を無条件に排除

するようなことはなかった。実際にスミスは、国防・司法・公共事業という国家の周知の役割の他にも、小額貨幣の自由発行の禁止、航海条例の維持、法定利率の設定等の政府による措置を認めている。自由競争市場の失敗を是正し安定化を求めるといふ点でいえば、スミスとステュアートは基本的にはほぼ同じ土俵に立っていたというのが、最近のステュアート研究の結論である。⁽⁷⁾

くり返すが、経済的自由主義と「自然的自由の体系」は同一概念ではない。したがって、再び後者に戻るならば、本書以後のスミス研究の一つの課題は、本書で著者が解明した成果をもとづいて、「自然的自由の体系」の本質を経済学の固有の言語で説明することであろう。

注* 本論は、1998年7月4日に慶應義塾大学三田校舎で開催された日本イギリス哲学会第61回関東支部会における口答発表にもとづいて作成された。なお、その際に、『アダム・スミスの倫理学』上巻のコメントは、倫理学者の星野勉氏（法政大学）によって担当された。発表の機会を与えていただいた田中正司氏と坂本達哉氏（慶應義塾大学）に感謝する。なお、田中氏は評者のコメントにたいして長文の反論原稿「レジスレイターとステイツマンとの間—大森郁夫氏の論評に答える—」を寄せられ、スミスとステュアートの経済認識の距離がコメントの指摘よりかなり大きいと反論されているが、公表以前なのでそこから直接引用することは避けた。

- (1) 以下、『アダム・スミスの倫理学』下巻からの参照ページや引用ページは、本文中のカッコ内の数字で示す。
- (2) 前二者は次のものである。『アダム・スミスの自然法学—スコットランド啓蒙と経済学の生誕—』（御茶の水書房、1988年）、『アダム・スミスの自然神学—啓蒙の社会科学の形成母体—』（御茶の水書房、1993年）。
- (3) この点の批判にたいして、著者は次のように回答する。「経済学的論証」という意味を評者のように理解するのではなく、それは、「経済学的論証」がされえないにもかかわらず、論証されたように必然的にそうなるということ（自然＝必然論）であって、換言すれば、「論証」していないにもかかわらず「論証」できると考えたことが、もともとスミスのだということである。そうであるならば、誤解を生じやすい「経済学的論証」という表現を使用せずに、例えば「商業社会的論証」とするほうが意味が通りやすいのではないだろうか。
- (4) 投下労働量と支配労働量が一致する、即ちエクイティの実現をみている「初期未開の社会」とは異なり、商品価値において前者の労働量が後者よりも大きくなる私有財産社会では、交換的正義の実現を意味する等価交換法則は自然価格論によって受け継がれ、担われる。つまり、『国富論』の自然価格論では、すべての産業で資本・労働比率が一定という条件が置かれているが、同時にこの条件は私有財産社会でも上記二つの労働量が（地代を無視すれば）一致する特殊なケースを意味しているのであって、〈自然価格の法則〉はこの条件のもとで価値論の担った等価交換法則＝交換的正義を実現させ、さらに私有財産制を前提にして展開される分業が生み出す生産力の上昇と結合して、私有財産社会においても事実上エクイティをもたらす、という内容である。スミスの「自然的自由の体系」の経済理論的な意味はこの点にあると思われる。

大森郁夫「スミス経済学—〈自然的自由の体系〉の意味するもの」『経済セミナー』（No. 519, 1998年4月号, 日本評論社）, さらに理論の詳細は, 同『ステュアートとスミス—「巧妙な手」と「見えざる手」の経済理論—』（ミネルヴァ書房, 1996年）を参照。

- (5) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776, in *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, 2 vols., ed. R.H. Campbell & A.S. Skinner, (Oxford, 1976), p. 116.
- (6) Sir James Steuart, *An Inquiry into the Principles of Political Economy*, 1767, in *The Works, Political, Metaphysical, and Chronological, of the late Sir James Stewart of Coltness...*, 4 vols., 1805 (New York, 1967), vol. IV, p. 277.
- (7) ステュアートについては上記の拙著とともに, 竹本洋『経済学体系の創成—ジェイムズ・ステュアート研究—』（名古屋大学出版会, 1995年）を参照。

(Aug. 1998)